

待機児童数の把握方法について

1. 待機児童とは

待機児童は、自治体が認可する保育所(園)、こども園、小規模保育事業所等に入所申し込みをしても入所できない子どものことですが、継続して申し込みしている者のうち、次の者は待機児童から除くことができます。

- ① 公的補助をしている認可外保育施設で保育されている児童
- ② 保護者が求職活動を休止している児童
- ③ 入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所のみを希望している
- ④ 育児休業中で復職の意思がない保護者
- ⑤ すでに幼稚園などの施設を利用している児童
- ⑥ 辞退者など

つまり、入所できなかった子どもから、こうした者を除いたのが待機児童ということになります。

なお、本市では、これまで育児休業中においても保育所に入所できれば、すぐにでも復帰したいという希望があることから待機児童に含めております。

2. 習志野市における集計方法

- 平成29年4月1日入所申込者……913人
- 入所できた者……517人
- 入所できなかった者……396人(A)
- 除くことができる者……58人(B)

<除くことができる者の内訳>

①	公的補助をしている認可外保育施設で保育されている児童	43人
②	入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所のみを希望	5人
③	すでに幼稚園などの施設を利用している児童	1人
④	辞退者など	9人

待機児童数は入所できなかった者396人(A)から上表①～④58人(B)を除いた人数になります。

$$396人 - 58人 = \underline{\underline{338人}}$$